

令和5年度 第2回高島市ごみ処理施設建設検討委員会会議録

開催日時 令和5年9月18日(月) 午後1時45分～午後4時50分

開催場所 高島市役所新館 3階 会議室9・10・11

出席者 【委員】(名簿順、敬称略)

樋口 能士(委員長)、荒井 喜久雄(副委員長)、香川 雄一、柳井 薫、
川崎 竹志、原 滋治、奥野 博史、北村 政司

【事務局】

高島市環境部、コンサルタント

傍聴者 18名(報道1名)

会議内容 ◇開会

1. 委員長あいさつ

◇報告・審議等

1. 本委員会の審議内容と周辺地域での説明会等の状況

- (1) 検討委員会の審議内容……………(資料 1-1)
- (2) 参考資料
環境講演会……………(資料 1-2)
3区・自治会からの意見書……………(資料 1-3)

2. 新ごみ処理施設整備について

- (1) 第1回建設検討委員会会議録の確認……………(資料 2-1)
- (2) 事業方式……………(資料 2-2)
- (3) 事業発注方式……………(資料 2-3)
- (4) 施設のデザイン1(景観)……………(資料 2-4)
- (5) プラスチック類の処理体制2……………(資料 2-5)
- (6) 施設配置計画1……………(資料 2-6)
- (7) 余熱利用計画1と温室効果ガス排出削減計画…(資料 2-7)
- (8) メーカーアンケート結果……………(資料 2-8)

3. その他

次回、委員会の予定について

◇閉会

1. 委員長あいさつ

委員長： 今日、第2回検討委員会ということで、たくさんの資料があるが、拝見させていただくと、市の方では、いろいろな形で市民の皆様にご理解を進めていただく

べく、説明など努力をされている。荒井委員には講演会をしていただき、ありがとうございました。

そういった中であるが、市民の方に理解いただけているかということ、まだ近隣の住民の皆様には、まだそこまでの理解は至っていないという現状がある。

我々、委員会としては、この検討委員会を通して、技術的な体系からこの基本計画の議論を重ね、市民の皆様、近隣の住民の皆様にも少しでも理解していただければという気持ちで、この委員会を粛々と進めさせていただければと思うので、委員の皆様には、それぞれの立場で活発な議論を引き続きお願いしたいと思う。

◇報告・審議等

1. 本委員会の審議内容と周辺地域での説明会等の状況

(1) 検討委員会の審議内容

事務局より資料 1-1 について説明を行った。

委員： 確認だが、赤の部分が当初の計画から変更になった部分ということであるが、慎重に議論するということで当初から後ろ倒しになっているという理解でよいか。

事務局： 施設の配置計画については今回だけで検討いただくということを考えていたが、今回と次回の 2 回に分けて検討いただきたいと考えている。併せて、造成計画についても 2 回目の予定だったが、3 回目に回させていただき、施設の配置計画と併せてご検討いただきたいと考えている。搬入計画についても、今回お示しさせていただきたいと考えていたが、コンサル業者の力もお借りしながら、どういった経路が適切か検証させていただいている。それらを踏まえて第 3 回目にお諮りさせていただきたいと考えている。それらが 2 回目から 3 回目に変更させていただいたところである。

(2) 参考資料

事務局より資料 1-2、1-3 について説明を行った。

委員： 2 つの資料に関して、まず環境講演会に関しては荒井副委員長に講演していただき、アンケートを見ると非常に理解していただいたということで、市の事業に対してきちんと説明していただいたということで成果があったが、会場の雰囲気のようなものがわかれば荒井副委員長から教えていただきたい。

委員： 壇上に上がって話をしたので十分に皆さんの本音を聞けなかった。少なくとも最終的にまとめとして差し上げた、きちんと作って、きちんと維持管理する、情報開示をきちんとしていくということは、公害防止の立場、熱利用の立場、あるいは地域還元の立場も含めて理解していただいたという雰囲気は感じた。

委員： 3 区自治会からの意見書に関して、周辺 3 区というのは中野自治会と南古賀区は泰山寺区の北側、馬場区が東側ということによいか。隣接区からこういうご意見が出るというのはほかの自治体でもあることだが、現状として、1 つは建設予定地である泰山寺区の中でも今までは事業者の方が事業内容によって反対のご意見があったりしたと思うが、そのあたりは今、北と東と言ったが、南のほうにも自

治会があると思うが、この3区だけにこういう反対のご意見というのは限られているのか。

もう1つは、周辺区の場合、はっきりとこの文書には反対の理由というところ、もちろん反対のお気持ち的なものはあると思うが、いろいろな条件を考えると、交通条件や周辺のさまざまな風評被害的なことも影響があるかなと思うが、そのあたりで主な理由、これは逆に言うと理由がわかればその対策を市に考えていただくということになると思うが、今回どうしても反対か、事業を進めるか、合意形成のプロセスかということでは資料には残っていないが、具体的な反対理由と、その対応策、そのあたり市のお考えがあればお聞かせいただきたい。

事務局： この意見書を出した3区は、昨年の年末に各区民向けにアンケートを実施された。この中で反対が賛成を上回ったということで、区としては反対という意見を表明されている。

それ以外の区からは意見は出ていないのかということであるが、今後も引き続き節目を捉えて周辺地域の説明会を重ねながら伺っていきたいと思っている。それ以外の区からこのような反対意見の表明は現時点ではいただいている。泰山寺区においても区長と話をしている限りでは反対というお声は聞いていない状況である。

反対の理由についてだが、区としてどのようにお考えかというよりは、我々が各周辺地域に出向いて聞いてきたお声で感じたことを申し上げると、環境影響や交通への影響、風評被害、こういったことがご心配の大きなものかなと考えている。その解消に向けても引き続き説明会や広報をもっと充実していくということで現在、対応させていただいている。

委員： 今までも大変だったと思うし、これからも丁寧に説明いただくことになると思う。よろしく願います。

委員： ほかに質問はいかがか。この件についても後で発言を受け付けるので、先に進めさせていただく。

2. 新ごみ処理施設整備について

(1) 第1回建設検討委員会会議録の確認

委員： 既に各委員に確認いただき、市のホームページに公開されているので省略する。

(2) 事業方式

事務局より資料2-2について説明を行った。

委員： 資料を見させていただくと、従来方式がだんだん減ってくる傾向になるが、これはPPP/PFIを採用したほうが財政的にも有利であると考えている市町村が多いということなのか。

事務局： P.4のように全国の実績も従来方式からPPP/PFI方式にだんだん移行している。技術面、経済性など総合的に勘案して、従来方式よりもPPP/PFI方式が優れているということで、全国の団体で採用されていると考えている。

委員：平成15年、16年、17年あたりは直営が多かったが、最近はPPP/PFIについての評価がだんだん定まってきて、直営よりもPPP/PFI方式を使う市町村が多くなってきているということでしょうか。

事務局：そうである。

委員：比較の中で、従来方式とDBOだけにしたのは、PFI自体があまりないということから比較をしないのか。それとも業者はPFIではやる気がないことからそもそも外したのか。

VFMはこんなものかもしれないが、計算の仕方をもう少し詳しく、建設費はどういう形で設定したのか、バックデータのなとところで説明できるようになると、例えば人件費はこの辺のベースとか、どういう形で計算したのか簡単に説明していただきたい。

コンサル：VFM検討のところをご説明させていただく。今回従来方式とDBO方式だけの比較をした。前段の定性的なところからDBOがよいらろうといったところから、今回はその方式の比較をした。

計算については、基本的にはメーカーの見積もりから従来方式のコストを設定した。設計施工、建設費、維持管理運営にかかる費用については用役費や点検整備費、人件費その他という項目を従来方式と比較した。それに対してDBO方式はこれだけのコストダウンになる。先行事例を見てもそうですし、DBO方式を採用することによるコストダウンの源泉、どういったところで安くなるのかということ、無駄のない工期の短縮、性能発注、そういったところを踏まえて、全体的に10%程度出るのではないかとというようなところは期待値と設定している。

一方、DBO方式はDBO方式でコストが増加する要因がある。新たに特別目的会社を設立するとか、そういった増加費用を勘案して、終了期間20年ということで計算してみると、その結果が示させて頂いたVFMということである。

委員：DBOの場合は建設費も運営費もメーカーがやるわけだから、それで、計算できるわけだが、従来方式の場合も従来型の建設費の部分はある程度出るが、運営費や人件費は高島市のデータを使ってやったのか、それともメーカーがこのときはこんなものだとやって計算したのか、それはどんな感じか。

コンサル：こちらについてもメーカー見積ということで、直営職員ということではなく、単年度で委託したときにどのぐらいのコストがかかるか見積もりをしている。それを従来方式という形にしている。

委員：従来方式というのは運転委託なのか。公務員がやるというのではなくて、運転委託も従来方式の一部でしょうけど。運転委託をやるのか。それはそれでよいのか。従来方式は自らがやる場合と、当然委託の場合は自らの一環だが、どちらでもよいのだが、レベルが半歩進んでいるのが委託である。それはそれで、どう委託するかである。考え方が明確になっていけば、従来のそれでやったということであれば比較できるが。従来も運転委託だったのか、比較のもととなる従来方式というのは。高島市の場合、従来は運転委託か。

事務局：直営である。

委員： だから、それだと違うのではないか。従来方式と比較するとき、運転委託と比較するとどうなるのか。私も理解が進まない。それでも VFM が出るのだから直営で自らやるほうがさらに出るということになる。イメージ的にそんなことなのか。

コンサル： 今回、直営と言いつつも、単年度の委託を想定した。現状、市の職員が実際やっている場合と違うところはあるかもしれないが、今後、従来方式でないところで実施するときにはその可能性が高いのかなということもあり、単年度の委託という形を従来方式として選定した。その場合であっても、単年度委託を一括長期にわたって、設計建設も含めて委託するという格好でコスト削減できるといったことで検討しているが、今ご質問の仮に純粹に市の職員の方が実施しているということ従来方式とすると、もっと VFM 自体は大きい数字になる想定をしているが、今回は申し上げたようなことで設定している。

委員： そうではなくて、基本的に市が評価したものである。そうすると従来のやり方は何だというのは、今までやっているやつ、それに比べれば DBO を使うとこうだというのでなければいけない。やってこなかった方式と比較することはいくら何でもおかしいので質問した。市として、従来方式としてそれでよいのか。今までの従来方式、市のやり方で比較するのが一番よいという単純な話である。多分結果はよくなるのでそんなに問題はないが、資料の作り方としてよいのか。

事務局： コンサルが出した部分は委託方式と DBO で VFM ということで、費用負担を出させてもらっている。現状、市においても直営から外部委託に出しているという形、これは行政改革の流れがあり、そういう形でできる部分はそのような制度を取る流れがある。そのあたりで例えば施設の指定管理委託であっても直営でやるよりも委託したほうが非常に安価になっているという状況も踏まえながら発注を推進してきている状況である。

その中で、今回、本来だと従来方式であるので、そこで比較すべきだったかもしれないが、費用としてコンサルに出していただいた部分は従来方式よりもさらに安価な費用が見込める委託方式という形で比較しても、既に DBO のほうが安価になっているということである。直営と比較してもその部分については十分な意味で経済性の優位性は望める。ここは安易に出してしまっている経緯はあるが、次回直営の方も報告させていただきたい。補足でそのあたりを追加する。

委員： その辺を議論するつもりはなかったのだが、そうだとすれば、メーカーの見積もりの運営委託についても人件費については直営に比べれば若干低い程度で、これで比較しても問題ないというのは、大体言わずもがなであって、少し根拠を書いてくれないと比較のもととなるものが何もないものと比較されても。

委員： 従来、最初この DBO 方式、PFI がスタートしたときに、人件費の部分で相当民間事業者のほうが有利であった。単価がすごく安かった。行政がやる 2/3 とか 4/5 という金額で最初は上げていたが、最近は接近してきた。多能化という言い方をしているのだが、役所の場合は単価で決められた仕事を決めたようにやるところがあるが、民間の場合、今日は受付の仕事だが、明日は運転の仕事をやるとか、維持管理をやるとか、弾力的に運用することができるということで、若干なりとも

人件費的には有利であった。

また、金融に係る経費、利子は行政のほうが安い。起債で調達する金利と事業者が銀行から調達する金利は行政のほうが安い。それが VFM を落とす要素になっている。当初の VFM では 1.2 とか 1.4 ぐらいの数字である。今は 2～3% と非常に少ない。ただ、それでも先ほどの計算にあるように 5、6 億円ぐらい優位性があるということで、差し引きしても DBO のほうが有利であるということがわかってきた。

定性的に考えると、運営も含めて事業者がやると、運営についての設計的な工夫をいろいろしてくるので、性能的によりよいものが得られ、よりよい運営ができるという定性的な評価もある。定量的、定性的な評価からして DBO のほうが有利である。

PFI の場合は施設そのものを事業者が保有するということになるので、それを調達するための資金が必要であるし、資金を運用していくことも必要になってくるので、DBO に比べると PFI のほうが自由度は低く、お金が若干出ていくということが言われている。

ほかのところでコンサルさんも研究していると思うが、直営と DBO と PFI を比較されるが、どこの市町村でも DBO が有利であるという結論が出ているように思う。

委員： 私も個人的に別にこの比較でよい。ただ、委員がおっしゃるのは、それがどちらかということと安全側というか、直営でやっているよりもさらに安い側のものと比較して、さらにもし今後運営する比較対象としてはこっち、直営というのはさすがになかなかあり得ないということであればそれとの比較ということであれば、この比較は一番現実的な比較だと思う。委員が懸念されているところは説明で解決できるのではないか。

委員： VFM はきちんと計算しなければいけない。根拠を明確に。それが両方とも民間のメーカーの見積ということであるから、ある程度従来方式は何かというのを明確にしておかないといけない。例えばこの場でそれぞれ個別の判断とかを検証する気はないが、例えば人件費が 1 人当たりどれぐらいか見て、大体何人ぐらいの運営をしているのか、そういうチェックをされているだろうから、そういうものをチェックして、比較から見ても妥当なところだろうとか、極端に少なくなったり、極端に多くなったりということはないのではないか。もし、人数が変われば何名が妥当かということも多分チェックされていると思うので、そういうチェックをした上での従来方式と DBO との比較でなければいけない。しっかりとチェックして、本当に VFM が 15 年後、20 年後として出てくるのが現時点においては妥当だということをちゃんと説明できるようにしてほしい。

委員： 別の観点から質問する。これは全部、経済的な評価であるが、例えば安心・安全の面、環境負荷の問題や、何かトラブルがあったとき、災害があったときの対応、そういう観点から見て、従来方式と DBO 方式は、特に市の立場で考えるとどうなのか、変わらないのか。お金も大事だが、安心・安全の点が一番大切なところだと思う。例えば、優位性がある、変わらないという説明があったほうが、特に懸

念されている住民への説得の上でもよいのではないか。何かコメントはあるか。

事務局： 周辺地域の説明会をしている段階でも DBO 方式で検討を進めていると申し上げている。そこでは、安全が担保できるのか、万が一のときに市としての対応がしっくりできるのかというご心配の声を頂戴している。市としては、ご承知のとおり、ダイオキシン類の不祥事があり、市の直営でやっていた部分について技術的な部分も十分にあったのかなど評価としてあったのではないかと考えている。現時点で DBO なり直営をした場合、DBO だと民間のノウハウを活用して運営いただける。専門的な見地からしっかりと運営管理いただける。市として、そこはしっかり任せきりでなく、市としても運転状況がしっかりとされているかどうかをチェックするという二重に働く部分がある。そういう部分で、過去の部分と実際に事業をやったときの市の対応と民間と一緒にさせてもらうという部分で安全が確保できる。直営方式と違い、そういう面があると考えている。

委員： 何かそういう説得材料があるとよい。持ち帰ってご検討いただきたい。

委員： 関連だが、結局 DBO 方式にしたとしても市の責任のもとでやるので、最終的には市はモニタリングをしていかなければいけない。そういう市の現有機関、そういうのは当然あるわけである。従来も同じことをやっている。これは計算をどう取ったかで、この提案自体は現場の施設の一般的な運営管理を中心としたものであるので、業務内容としては同じものである。それ以外の管理的なものは重要であるが、いろいろあると捉えれば別に計算上は同じになる。

従来方式は既に現場の中ですべて終わっていて、コンプライアンスを含めて住民説明も含めてできてしまっているとすると、DBO の場合は市のサポートはあるわけである。全体管理責任とか地域住民に対する説明責任を含めて一定の責任がある。その人件費というのは何人分かわからないが、ずっとあるわけである。そういう経費が DBO のときには入れてないが、従来方式についても入れていなければ同じになるわけで、計算が同じになっている。委員長が言われたとおり、これ以外の安心・安全の部分など市の責任の部分の経費は当然あるということは同格で比較しておかなければいけない。

委員： そこに費用として計算できる部分があるのかどうかはあれだが、いずれにしても一般的には今までの管理運営体制、DBO になったときの管理運営体制、一般的なものは十分あると思うので、そういうものを示して、これで安全が今までどおり担保できるとか、そういうことも説明材料として、民間に全く丸投げというわけではなく、今までと同じく市はコミットしていくというものが何か形で資料としてあると安心できるかもしれない。

事務局： 先ほどの明細や計算の根拠については次回お示しさせていただきます。

委員： 今日決定するのか。

委員： 今日決定する。

委員： バックデータがどうであると当然見ていただいているだろうが、委員会としてはどの辺までチェックされたことを確認できるのかがほとんどわからない。どこまで出してもらえるか。メーカーの参考見積はあるが、建設工事の分もあるが、運

営については何年でやるとかいろいろある。維持管理もどのぐらいで見ているとか、そういうがあるので、どの辺まで整理して出せるかということか。誰が見てもわかりやすい資料にしておかなければいけない。それが次回になると、そこはどうなるのか。数字としては、これであれば私としては問題ない。

委員： この数字が動かなければ OK ということ。

委員： 当然出るのであれば妥当だし。大きくなっていなければ、まあこんなものかなと思う。ただ、根拠である。

委員： 一般的な流れであることは確かであるし、数字の根拠は次にもう 1 回しっかりつけてもらうことにはなると思うが、基本的には DBO 方式を我々検討委員会としても適当ではないかという、今のところそういう結論となる。

委員： 資料的にもそうなっている。

委員： ただ、今後住民への説明のときに資料が必要になってくるので、準備はしっかりしていただきたいという条件つきで DBO 方式を我々としては適当とするという形にしたい。いかがか。

委員： 私は異存ない。これが間違っているということはありません。

委員： ほかに特に異論がないようであれば、そのような形でこの議論は終わりにする。次回の会議で資料の提示をお願いします。

(3) 事業発注方式

事務局より資料 2-3 について説明を行った。

委員： 総合評価一般競争入札が導入された経緯をお話しさせていただく。バブルの時代がはじけたとき、建設業界を中心に非常に競争が厳しくなった。当時は入札価格だけでやっていたが、圧力をかけたり、議員を介したり、予算書を見たりという形である程度低価格を想定して、他社が絶対かなわないような価格を積算もしないで入れて、それで入札を戦って取ったというケースがあった。それを改善しなければいけないということになった。価格だけで評価すると、ダンピングして取って、実際に工事はめちゃくちゃ、手抜き工事をやる、性能機能が出ないということもあったと聞いている。それで当時、建設業審議会が技術と価格を両方評価すればきちんとした施設ができるのではないかとということで総合評価落札方式を国土交通省に答申した。それでできてきた法律が資料 2-3 の公共工事の品質確保の促進に関する法律である。公共工事の品質をきちんと作らないとせっかくの公共的財産が品質低下を起こすということで、こういう法律を作って工事をやる際については価格と品質の総合的な優れた内容を選びなさい、総合評価落札方式を採用しなさいということがうたわれた。これは平成 17 年である。

その後、環境省が廃棄物処理施設契約入札の手引きを決め、その中で品質を確保するためには総合評価でやったほうがよいという方針を出している。各自治体もこの公共工事の品質確保の促進に関する法律、それから地方自治法の中にも契約の方法として総合評価、国全体が総合評価でやる、環境省自体も総合評価でやるというところが出て、廃棄物処理施設については総合評価一般競争入札が一般的

ということをやっている。

公募型プロポーザルとどう違うのかということであるが、総合評価の場合は最終的に最優秀提案者を決めて、それが行政当局にこの相手と契約するという意思決定をすればいいのだが、公募型プロポーザルの場合は最優秀提案者を決めても、そこと契約するということになっていない。契約交渉が長期化する、いろいろな条件を飲まされる心配もあるということで、契約の履行についての不安が若干残るといって、さらに言うと随意契約、役所の工事というのは基本的に一般競争入札でやりなさいとなっているので、総合評価一般競争入札は競争入札であるが、プロポーザルの場合は随意契約ということもあり、総合評価一般競争入札を採用する自治体が多いという状況である。

委員： 総合評価一般競争入札というと、入札してくる事業者にどういうところに企業なりの工夫の入れどころがあるのかというのが見にくい部分があるが、当然まず仕様書を守った設計をしなければいけないということはあるが、そこからさらに先のところに関してはある程度提案的な工夫の余地があるのはある。

事務局： 質問回答などを繰り返しながら進めていくので一方的な入札ではない。

委員： 変な話だが、例えば普通一般の我々が買い物をするときに、大根1本買うのだったただ単に値段だけではなくて、品質とか、色つやとか、産地とか、作った人とかいろいろなことを考えて、ちょっと高いけれどこっちのほうが良いと買ってくる。まさに総合評価はそういうことだと思う。

委員： 基本的に総合評価については、すべての評価軸とか評価ポイント、加算はどうするかとか、すべて公開のベースとなる。公募プロポーザルは随意契約ということで若干お互いの、よい場合もあるだろうが、少し変えたらどうして変えたのかとなりがちだが、一般競争入札についてすべて公開しながらどんどん進めていく。事前に評価軸とか、場合によって、価格は初めから示して、これ以下という場合も結構多いので、そういった意味では透明性、公開性、そういうものをどうしようということが住民に対してもメーカーに対しても明確になって、そういう視点を重視した設計や運営をすることは住民にとってもよいものになってくる。忝意性が少しまめられるということで、公開の原則、中身も含めて市が欲しいもの、住民が欲しいものにより近いものが出てくる。もちろん要求水準書や評価軸をどうするかということは一番大きな話である。

委員： 今の発言を受ければ、これから議論を我々の中だけでなく、透明な形で進めていくという上では、総合評価一般競争入札しかない、選択の余地はないという感じがする。ただ、評価軸をこれから決めるということになる。そのときには特に市民の方々とのやりとりの中でそういうものも最大限組み入れたようなものを我々はこれから作っていかねばいけないと思う。

これも今日決めるのか。これは議論の余地はないと思う。これから慎重に評価の方法を作り上げていくということを前提に、総合評価一般競争入札方式ということで、我々はそれをよしとするという結論にさせていただきたい。よろしいか。

委員一同： 結構である。

(4) 施設のデザイン1 (景観)

事務局より資料2-4について説明を行った。

委員： 確認であるが、これについて、今日はこの委員会の中での意見聴取ということで、これからさらに市民から意見を聴取したりするというのか。

事務局： そうである。

委員： 6番にも関わるかもれしないが、ここで施設のデザインの景観と書いてあるので質問したい。3つの案はドローンでも飛ばさない限り見えない場所からの景観になる。泰山寺区からどのように見えるのか。今日も湖西線に乗って山のほうに行ったらどんな感じになるか想像しながら見ていたが、周りの地区からどのように見えるかということがこの委員会では検討されないのか。

事務局： 周りからどのように見えるかについては、生活環境影響調査の景観のほうで建設予定地の周辺3kmの範囲で予定している。遠いところからのモニタージュになる。

委員： 直接的に聞くと、コンサルに答えていただいたほうがよいかと思うが、建物というよりは煙突だと思う。煙突を視点場に置いた場合の可視領域、どれぐらいの範囲から見えるかということで、場所によってはかなり遠くからの風景も変わってくる。それが事業者によっては気になるということもあるかもしれない。そういう資料の作成はできるのか。

コンサル： 我々は生活環境影響調査を受けているコンサルではないので、景観の予測との使い分けがよくわからないが、一般論として景観予測をするときは、一般の住宅地などの視点場を重要度に応じて選定し、そこからどのように見えるか。煙突が一番よく見えるので、そういう形で近い場所や遠い場所など人が集まる場所を選定しながら予測することはやっているもので、できると思う。

委員： 市役所がどう判断するかであるが、委員の一人としての希望として、可視領域分析という形で、煙突の高さ分のところに視点場を置いて、市内のこの程度のところから見えるかということと、いくつかサンプルという形で、特に今回検証を出していただいたところの代表的な場所から風景としてどのように見えるのか、そういう資料をこういう形で出していただくと、市民にも将来的にどのように景観が変わるのかということがわかると思う。次回委員会のときに作成のご検討をお願いしたい。

委員： この前、生活環境影響調査で景観をやるということを決めているので、これからするのではなく、コンサルが言われたが、視点があるわけである。景観を出すと、住民の目で見てどう見えるかが大きいので、ボリューム感、高さ感などがわかったもので絵を出すわけである。この絵では生活環境の景観調査ではない。

委員： これは鳥でなければ見えない。

委員： 生活環境で景観をやる。

委員： そのときに出てくる。

委員： 景観をやるのであれば景観を評価するためのものを出さなければいけない。私が気になっているのは、これは今後どうされるのか。地域住民の皆さんの意見

を聞いて、それから生活環境を考えていくのか。手順はどうなのか。我々が見たときにはそれほどどうだという話にはなかなかならない。地域の皆さんがどう見えるかというのが大きい。地域の皆さんの意見をどのように取り込んでいくのか。生活環境で出したときで意見をもらってやっていくのか。

もう1つは、今回DBOになるので、一部市の人が入るスペースと、圧倒的には民間の皆さんが使うスペースであるが、これで見ると管理棟は別棟になっているが、これは必須なのか。リサイクル施設、焼却施設、管理棟と3つある。これは変わることがあると言うのか、概ねこの3棟、別棟を基本として意見を聞きたいのか。その辺は私のほうでは判断できない。これも変わることがあるとするのか、これはこれで行くのか。それについて皆さんの意見を聞きたいのか。

一般的に管理棟は別にしないほうがよい。経費がかかる。一番大きいところの中に作ったほうが経費は少ない。この3つを見たときに、これも生活環境をやった後でも少し変わるかどうかということを考えているのかどうか。住民の皆さんに説明するとき、変わらないので、基本は大きくは処理施設と管理棟ということで、基本構想は維持管理の面や委託の関係もあるので、これで行きたいのか。これが出るとどんどん一人歩きしていくので、これをベースにしてどんどん良くしようという話になってきて、緑化もどんどんしようとなってくる。意見をいただくときにどういう形でやるのか。ちょっとお聞きしておきたい。

事務局：生活環境については、委員がおっしゃった周辺地域から3kmのところからどう見えるか調査をさせていただく。

委員：もちろん生活環境影響調査は3kmでよいと思うが、視点場としてはもう少し広いほうがよい。

事務局：人の目線からどう見えるかは今回用意できていない。次回ご用意させていただく。

委員：それは3kmから離れるのか。

事務局：近傍とか、泰山寺の集落からどう見えるか、その程度で考えている。今回、それを踏まえて市民にもお示しし、意見をいただくわけだが、それを踏まえて施設整備基本計画で盛り込んでいただく。その後、生活環境影響調査をして、見たときにどのように景観に影響が出るという部分も踏まえて、そこで影響があるようであれば施設整備基本計画では一旦方向性を定めていただいて、実施設計の段階で実際に煙突が5.9mで行けるとか、4.9mがいいという判断を再度、検討いただき、実際に施工につなげていきたいということにしてはどうかと事務局としては考えている。

周辺3kmからどう見えるかについては今の段階では用意をしていない。委員長を含めて内部で相談させていただきたい。

委員：あとはコンサルさんの技術力で、3km以内も、遠くからも、可視領域というのはコンピュータで計算させるものであるもので、一方から周りをやれば逆からもそれがわかる。市役所の方針としては3km以内を重視されるのはわかるが、高島市の施設としてはある程度広いところからどういう形で見えるかというのは出しておいていただいたほうが1委員としてはいいのではないかと。

事務局： 準備する方向で検討する。

委員： 管理棟が分かれていることについてはどうか。市としてそれが一番望ましいのであれば、それは一定の考え方であるので、それを説明すればそれもありである。経済性を考えるとどうなのか。一番大きな焼却棟のところに付加したほうが安くなるかもしれない。景観に大きな影響を与えないが、合体することもあるのかどうか。かなりお金のかかってくる事業なので、どこかで節約しなければいけない。地域に対する避難とか防災の拠点となるために別棟にしたいということなどがあればそれはそれでよいかもしれないが、少しフリーにしておかなければいけないものは経費面であるかもしれないと思ってお聞きした。一人歩きをしなければよい。

委員： 基本的にデザインを決めるときに2つの方法がある。1つは総合評価の中で事業者の提案にするという方法と、あらかじめデザイナーを選んで、住民の皆さんと話し合いながらある程度固めていくという方法がある。どちらにしても管理棟をどうするかなどの建物の与件を与えて、それでデザイナーに設計してもらい、事業者に提案してもらいというやり方の2つがある。

これを見ると、3案とも同じ建物である。実際にはプラントメーカーによって中に入る機械が違うので、形も若干違ってくる可能性がある。あくまでもイメージ図である。

今の建物で考えられているのが分設化で、横の線を入れることによって圧迫を防ぐ。あとはファサード、外装である。A案はアースカラー、B案は壁面緑化、C案は壁面緑化と木質系のアースカラーを併用している。実際この建物はどれも一緒に、外側の外装だけをいじっている状況である。デザインを含めて全部あらかじめ市の主導でやってしまうという方法と、事業者提案で選んでいく。管理棟が別棟かどうかということも、経済性を維持する上で別棟にするか合棟にするか事業者提案させる方法を採用している市町村もある。

まず、中をどうするのかということと、別棟をここではどのように考えていくのか、煙突の問題、そういったところをある程度整理した上で建物の大きさを決め、それについて外装をいろいろ選んで、これは鳥瞰図になっていることが多いが、人間の目線での見え方をあらかじめアセスの中でやっていくということになると思う。手順をちゃんと踏まないと、どこかほかのところに行ってしまう。手順をきちんと踏んでいくことが必要である。コンサルは経験があるので、コンサルのアドバイスをもらいながらやっていただくとよいのではないかと。

委員： どういう手順でどういうデザインのものを入札のときに提案いただくことになるのか気になった。仕様書に景観についてどういうことを落とし込んで、この範囲の中でこういうことが我々の希望なので、こういうコンセプトで作ってほしいということをどの程度まで仕様書に落とし込み、事業者を考えてもらうのか。A案、B案、C案のように絵を提示してしまうと、これが基本形になってしまう気がする。逆にそうすることによってあまりブレないデザインができてくることを意図するのであればそれもアリだと思う。コンセプトだけを具体的に提示して、それに合

致するものを作ってもらえるのか。どうなるのか気になっていた。手順ははっきりしておかないと変なところにブレていってしまうのも確かにそうである。事務局として、手順としてはどの程度のことを考えているのか。

事務局：事務局として現時点で考えているのは、入札の際にコンセプトを示す。これは文章で示すことにプラスして、これから作り上げていこうとするコンセプトのイメージ図を示して、こちらの意図をなるべく具体的に伝えた上で、事業者の提案をいただこうと考えている。

委員：荒井委員が言われた2つの決め方で、例えばデザイナーにデザインだけ決めてもらうというのではなく、入札する事業者がそれぞれデザイナーを決めて、それも含めた提案をしてもらうというイメージか。

事務局：事業者の提案を想定している。

委員：私も今の事務局とのやりとりで大体イメージができた。

そのときに、例えばという例で、コンセプトに従った作り方でこんなものが考えられるというものは出すつもりだが、それに全く従うわけではなく、コンセプトに合っているものであれば提案する側が自由に提案していただくというイメージである。

委員：皆さんがどう考えるかが大きい。建物の規模感とデザインである。この辺である程度のもを出さないと議論にならない。景観としてもあるが、規模感と外装、アースカラーなどがある。規模感がどのぐらいになるか。高さを抑えて、俯瞰したときに木の陰に大半が隠れるとか、最低あまり見えないようにしたいとかある。高さ感をどのぐらいにするか。廃棄物処理施設はストックがあるので、地下構造も結構多くなってくるので、お金もかかるので極力少なくしたい。そうすると上に上がってきてしまう。上に上がると高さが出てきて圧迫感、景観も悪くなる。抑えようとすると地下になってお金がかかる。そういう関係が出てくるので、どういう規模感にするのか。平米感、規模感にするか。その中で管理棟と一緒に飲み込んだ場合でもあまり影響がない合築の場合もあるとすれば、その辺も少し大きな景観の中では別棟にしても一緒にしても周辺に対する影響が少ない可能性も提案の仕方によってはないわけではない。管理棟と一緒にしても何倍になるわけでもない。

いずれにしても生活環境影響調査に景観を入れるという話はあまり聞いたことがないが、今回入れるということなので、それで出すということは、概ねそれに近いデザインにするということになるということである。それにあまり反したものでは困ってしまうわけである。皆さんの意見を聞いて生活環境に問題ないということについて、それとは全く違うものの提案というのはいり得ない。それに近いようなものでやる。ただ、全く同じだとは当然ならない。その範囲内で圧迫感も景観もこの程度いいかぐらいで思えるようであれば提案してもらえばよい。生活環境で出すものは一定の範囲しか出せない。

委員：私が講演したときの資料を見ていただきたい。建物の写真が出ている。昔のクリーンセンターがあるページと、長野県佐久平環境クリーンセンターのページを見

ていただきたい。まず橿原市クリーンセンターは、まだ総合評価をやる前に作った施設である。周りに新沢千塚古墳群があるということで風致地区に指定されて、高さが20mに制限されていて、20m以下になるように作った施設である。正面ファサードはレンガ系のタイルを貼っている。

武蔵野クリーンセンターはデザインの検討会の中に住民の皆さんとデザイナーが入って、デザイナーが基本的なデザインをして、それを仕様書に盛り込んで、中身についてはデザイナーの意見だけでなく、住民の皆さんの意見を反映しながらやっている。それを提示して事業者選定の中で提案している。高さは非常に抑えてあるが、2者来て、1者は低く抑えて、1者はそれより少し高かった。事業者によって同じ基本デザインにしても受け取り方が違っている。それはコストの問題と、外観上のデザインについての建築をやる事業者の考え方の違いが出てくる。大津北部クリーンセンターは撤去して建て替え済みであるが、昔の基本的な清掃工場のデザインだと思う。管理棟と工場棟が別棟になっている。鋸歯状になっているのはプラットホームである。こんな形になっている。これはデザインを事業者をお願いしている。

佐久平クリーンセンターは長野県の浅間山のあるところに建っているが、隣にあるスキー場のクラブハウスに調和するような形で作っている。手前の倉庫のようなものが管理棟である。奥の建屋が工場棟である。これはボイラー付きなので、どうしても高さが高くなってくる。

長野県飯山市に岳北組合というのがあるが、これは飯山市の山奥にある工場で、70トンぐらいの規模の工場、焼却するボイラーがついていないものだが、これも事業者が設計して、市と組合と調整しながらこういう建屋にしている。

橿原市と武蔵野市の裏側だが、上が23区中央工場、オリンピックの選手村の近くにあるものだが、時計台、照明は太陽光発電設備と風力発電設備が一緒についているものであるが、デザイン性の高い外構を実現している。

大阪市の舞洲工場はオーストリアのフンデルトバッサーがデザインした清掃工場、今は大阪の名物になっているそうである。作ったときは普通の建屋の倍のお金がかかっている。今はここまでのものは作れないと思う。

こんな形でいろいろなデザインがある。中に入れるもの、洋服の代わりに建屋をつけるわけだから、洋服をどうするかというのは専門家、あるいは住民の皆さんの意見を聞きながら決めていけばよいと思うが、中身についてはある程度決めてしまわないと前に進めない。中身を整理して、市としてどういうデザインが欲しいのかということもある程度明確にしていってほしい。こういうものが欲しいというときに住民の皆さんの意見を聞くことが大事になると思う。

委員： 1つ気になるのが、デザイン、意匠の関係というのはこれから住民の方々にも意見を聞いてということにはなると思うが、まだ同意をいただけておられない地域もあるわけである。そういうところにまでご意見を伺えるのか。同意をいただけてからでしかデザインの話にならないと思う。そうになると、例えば意見を伺えるようにならないと話は進まないということにもなると思う。事務局としてはどの

ように考えているのか。まずはご同意いただいているところから順に聞いていくことになるのか、同意をすべていただいてからヨーイドンで聞いていくのか。

事務局： 今回我々が考えているのは、地域によって説明する・しないというのを分けるつもりは全くない。現在検討している段階のものはすべて地区の方に意見を聞いている。前段でどうしても反対とおっしゃっている地区に対しても、今の時点の市の考え方をまずは伝えて理解をいただくことを考えている。まずは今回の資料をもって説明に回らせていただきたいと考えている。

委員： それに対する意見の聴取というのは、来るものは受けていくという形になるのか、例えばデザインの話になっても。説明するというのは、事務局は全部に対して公平に行っていくということであるが、意見が上がってくるものに対してはどうなるのか。

事務局： 反映できるものについては取り入れさせていただきたいと考えている。

委員： 説明は全部に対して同じ説明を分け隔てなくやって、意見は上がってくるものに関しては拝聴していくという形か。

事務局： 最終的にはプラントメーカーの提案によるが、市としての考え方をまとめる際には周辺並びに市民の皆さんのご意見をまとめた上でコンセプトをまとめていきたいと考えている。

委員： つまらない話だが、B案の屋上は緑化するのか。ここまでやって管理できるのか。壁面も屋上も全部緑化だが、屋上を緑化して維持管理できないことはないが、結構大変ではないか。部分的にはできるだろうが、全面である。維持管理が難しいのではないか。

委員： 自動散水装置を付けるなど、建屋と縁を切らなければいけない。

委員： それにしても、ここまでやると大変である。

委員： 壁面緑化もそうだが、建屋に対して少し間を空けて、プランターの大きいものを前面にやって、そこに植え込む。それに自動散水装置をつける。

委員： 一人歩きしそうである。

委員： 非常に手間はかかる。事例がないわけではない。豊中市伊丹市クリーンランドは森の中の再生工場ということで、全面的に建物を緑化している。

委員： 屋上から見の人がいるかどうか。

委員： これは今日決めるという話ではない。今日の意見を参考に事務局のほうで検討いただきたい。

(5) プラスチック類の処理体制 2

事務局より資料 2-5 について説明を行った。

委員： 確認であるが、これに関しては今の高島市の収集方式も変わるということか。

事務局： そうである。現在、市ではプラスチック容器包装のうち、プラスチックボトルだけを回収しているが、今後は容器包装と合わせてプラスチック使用製品も混合で収集するという形にさせていただきたいと思う。

委員： 今までの考え方であれば、プラスチックは燃やして熱で回収するという考え方も

あったが、国の方針でプラスチックは回収するという方針になった。高島市もそれに準じてやるということである。

これは決めるのか。

事務局： これは決定事項である。

委員： 市の収集の仕方も変わるという大きな話である。

委員： これは委員会事項か。決めたというので、ごみ質には影響するが、その程度の話である。この収集計画を委員会で決める話でもない。

委員： 今日決めることになっているが、確かにこれを決めるか決めないかによって作る施設も変わってくる。リサイクル施設の大きさにも関わる。

委員： 検討委員会の審議事項ではないのではないかと。決めてもらわないと進まない。

委員： 市に決めてもらうということか。

委員： 決めてもらえばごみの量や質も変わる。

委員： 了解を取りながら進めたいのではないかと。

委員： こちらでこうしろというのではない。前回もこのとおりの話を聞いたら、令和14年からというので、ちょっと前にできないかといったら財源の平準化で後になっている。

委員： 我々の検討会で検討するという性格のものではないという意見である。

委員： これを前提に建設するということは理解している。

委員： これに関してよろしいか。

委員： 駄目とかよいというものではない。

委員： 今の時代であるから、プラスチックのリサイクルはこういう方向で取り組むのはよろしいのではないかと。

委員： それに沿った建設計画になるということである。

委員： これに関しては、この形で了解とする。前回も話題に上がった。2回目である。特に異論がなければ、ここは同意ということにさせていただく。

委員： 異論があれば、この前言ったとおり、前にしたほうがよいのではないかと。経済的な面で言うと。

委員： それは市がそういう形でしかやれないということなので、しょうがない。

(6) 施設配置計画 1

事務局より資料 2-6 について説明を行った。

委員： 例えば余熱利用で温浴施設という、場内に何か市民にも入ってもらって施設を作る場合には、それプラスどこかにそういうものがということになるのか。それとも管理棟かごみ処理施設本体のどこかにそれを入れるという感じになるのか。

事務局： 後ほど説明する。今の時点では新たに施設を設けることは考えていない。施設内にそういった機能を持たせたいと考えている。

委員： この2つの案に対する意見になるが、本来の機能である廃棄物の処理は大事であるが、市民の皆さん含めて利用者を考えて見学ということになった場合にリサイクル施設が離れているのはどうするのかという心配がある。

参考案2に住宅地からの視認範囲の低減と書いてあるが、この縮尺で50mぐら
いしか移動していないと思うが、ほぼ変わらないのではないかと。先ほどの建物を
置けるかどうかという意見とか、これは結果的に渡り廊下的に繋がなければいけ
ないということはあると思うが、コンパクトにまとめるほうがよいのではないかと。
この2つの案に対してはそのように思った。

委員： コンパクトにしたかどうかという話であるが、ごみ処理施設とリサイクル施設を
合棟にしているケースも結構ある。そうするとコンパクトになる。事例はいろい
ろある。渡り廊下が100m以上に及ぶ施設もある。廊下にパネルを使って見学者
説明の通路にしている。コンパクトにしたほうが使い勝手がいいし、工事費も下
がってくるのではないかと。

委員： リサイクル施設は粗大の施設も入るのか。そうすると可燃性残渣が出てきてしま
う。あまり離れていると、車とか、結構大変である。あまり離れているのはレイ
アウトとしても望ましくない。

委員： 今日これに関しては意見聴取ぐらいの形でよいか。
施設配置計画は最終的にはこういうものを基本とするというものを仕様書に提示
していくことになるのか。景観を評価する上ではある程度決めておかなければい
けないと思うが。

事務局： 配置と動線は基本計画の中でまとめたいと考えている。

委員： 動線に影響する。搬入動線やトラック回りとか。

委員： そういう意味で言うと、一番右側に計量棟の下にグリーンの緑地があり、その右
に2車線の道路がある。ここから入るといふことか。入る際にどちらから入ると
いふのはある程度想定しておかないと動線が繋がらない可能性がある。右折で
入るのか、左折で入るのか。

委員： クロスが少ない動線のほうがよい。

委員： 一般車と収集車は動線を分ける。交差する場所が基本的にない、そういう前提で
作っているケースが多いと思う。

入口については、切り開きと呼んでいるが、警察協議が入ってくるので自分たち
で勝手に作るわけにはいかない。ある程度案を示して所轄の警察の許可をいただ
く必要があるかもしれない。

委員： 今日の意見で、例えば管理棟は別にするのかとか、焼却施設とリサイクル施設を
1つにするやり方もあるという意見もいただいたが、それは持ち帰ってご検討い
ただいて、次に出していただけるのか。

事務局： 次回の検討委員会でお示ししたい。

補足すると、焼却施設とリサイクル施設の合棟は技術的にどうか分からないが、
工程を分けている関係で事務局としては厳しいのではないかと考えている。

委員： 別々に作るからか。

事務局： 管理棟を作っているというのはそういうこともある。一般的にはリサイクル施設
に入れている例が多いと考えている。先に焼却施設が建つと、管理棟がないとい
う状況になってしまう。その間、仮設のプレハブでしのぐのか、方法も検討して

いかなければいけないと考えている。現時点では管理棟は要するというパターンで想定している。

委員： 確かに順番に作っていくという関係がある。

委員： リサイクル施設と焼却施設を別にするのは今回の時間軸から考えるとやむを得ない。ただ、案は離れ過ぎである。

委員： 今までの意見を総括すると、案2は離れ過ぎているという意見がいくつかあったということである。

これからの建設の順番があつて、リサイクル施設とごみ焼却施設を合棟にするというのは不可能だろうということだが、管理棟とごみ処理施設は1つの施設として作れるかどうかの検討はしていただいてもよいという感じだろうか。

委員： 管理棟をプラットホームの上で作るという手はある。そういう施設もある。なおこの問題と騒音の問題をどうクリアするかが残ってしまう。実際にあるのでできなくはない。

委員： もう1つあるのは、高島市が処理棟とは別のものを作って、そこに住民の皆さんが利活用できるものとか、避難施設になるかわからないが、全く別の棟にしておいたらいいとか、あるいは地域の皆さんがフリーで使える場所とか、いろいろな考えがある。そのために一緒にしないで、別に作っていこうということもある。お金はかかるが、いろいろな考えがあるので、絶対に一緒にしろとは言わない。一緒にしたほうがお金的にはコンパクトになる。

委員： どういう要求水準、条件があるのかを整理しておかないといけない。

委員： 必要な面積はどこにでも取れる。

委員： 漂流してしまうようになってしまう。

委員： すっきり別棟にしたいという考えもあるかもしれない。

委員： それぞれの建屋に求めるところを明確にしておいたほうがよい。防災拠点にするということになれば、そういう作り方も出てくる。

委員： 景観面で言うと、あまり集合させて大きな建物を1つドンと作るよりは、分散した建物がちよんちよんとあるほうが周囲との調和はよくなるのではないかという気がする。威圧感はなくなるのではないか。そこに管理棟と市民の方に利用していただく施設があつて、ごみ焼却施設、リサイクル施設という感じで区分けして建屋を建てるほうが市民にとって親しみやすい施設が管理棟とともにできるような気はする。意見である。持ち帰ってご検討いただきたい。

委員： お金はかかる。

委員： そこは競争入札で。今日は意見集約ということであるので、このあたりにしたい。

(7) 余熱利用計画1と温室効果ガス排出削減計画

事務局より資料2-7について説明を行った。

委員： 資料を見ると、すべてを満たすことはできないということで、これは選択していく必要がある。

P.5に展望温浴施設を設けると書いてあるが、どこの建物の上に計画しようと考

えているのか。

事務局： 展望温浴施設は、パース図でいうと、高い建物の上で琵琶湖を眺めるということで焼却施設棟の最上階に設けさせていただきたい。

委員： ロードヒーティングについて、場内は必須だと思うが、周辺道路についてはどのような考えか。

事務局： 先ほどの表で、1,000 m²で1,300MJ/h 必要ということで、なかなか敷地内に使って、そのほかの道路というのは難しいと考えている。

委員： ここの熱源を利用するのは難しいということは仕方ないと思うが、そもそもいくら場内を融雪しても周りの道路に雪があったら通れない。その点で、この項目の話ではないかもしれないが、周辺地区の方にもごみ処理施設ができると除雪に関しては市が担当していただけるということでアピールポイントになるのではないかと。そのあたりも計画段階で、どうしても大きな道路が中心になるかもしれないが、ここの道路は確実に除雪できるということを実証できるようにしておいていただきたい。

事務局： 今の環境センターの坂道は環境センター内の除雪機能で除雪している。焼却していたときはロードヒーティングを使っていたが、民間委託にさせていただいた後は、ロードヒーティングを使えないので、除雪をさせていただいている。

委員： P. 4、熱利用用途と必要熱量とあるが、「熱利用用途としては融雪のほか、給湯や冷暖房によるものが多い。参考までに交付要件を下限としてエネルギー回収率10%でどの程度の利用が可能か用途別に試算を行った」となっているが、エネルギー回収率10%というのはあくまでも交付要件であって、今の技術だともっと回収できると思う。その辺のところも計算されてはどうか。

事務局： メーカーの技術提案を受けるのだが、どれぐらいのパーセンテージになるかというのは不明な部分が多いため、10%という形にしている。

委員： 仮置きしたということか。

事務局： そうである。

委員： 精査して、どのくらいまで大丈夫なのかをやって余熱利用設備を決めていくべきではないか。

今すぐでなくてよいが、熱利用をさらに進める方法もあるのではないかと。蒸気タービンだと200トン規模だと20%を超えている。22%~24%ぐらい回収できるケースも出てきている。交付要件をクリアするだけでなく、さらにたくさん熱を回収する方向に行っている。ただ、料金とのバランスがあるから回収するのにお金ばかりが掛かっては話にならない。その辺も含めて検討しておいたほうがよいのではないかと。

委員： これに関しては、例えば市民にニーズを聞いてみる機会はあるのか。場内の融雪であればその施設のために利用するという位置づけでいいと思うが、温浴施設や農業施設、温水プールとなると、本当にそれを市民が求めているのかということにも関わってくると思う。そういう機会は設けるのか。意見聴取するときには聞くとと思うが。

事務局： 地元の意見をお伺いして検討したい。

委員： これに関しては、荒井委員からもご発言があったが、エネルギー回収は実績値でいくらぐらいまで行けるのかという数値も上げていただくということで、持ち帰って検討いただきたい。

(8) メーカーアンケート結果

事務局より資料 2-8 について説明を行った。

委員： 工期は若干見直しを行う感じで示されているが、具体的には、現時点ではどんな感じか。

事務局： 今のところ事業者選定の期間をだいぶ取っているのですが、3 カ月ほど前倒しで終わらせるようにして工期を延ばしたいと考えている。

委員： 全体の竣工時期の時期は変わらないのか。

事務局： そうである。

委員： 建設工事期間を少し取れるようにしたいということか。

事務局： そうである。令和 1 1 年度中の稼働を目指している。

委員： メーカーとのコミュニケーションをしっかりとっていただきたい。

委員： 今のやりとりに関係して、見直すとしても 3 カ月程度ということか。あまり答えづらいと思うが。参考までに、コンピュータ関係で言うと新型コロナやウクライナの影響で 1 年延びるという傾向がある。そうすると、こういう建設に関してもメーカーから工期については厳しい回答があるので、市が考えているスケジュールとメーカーの考えているスケジュールがずれないようにしていただきたい。最近の高島市のニュースとして風車の問題が発生したと思うが、その影響はこの事業にどうなのかという心配が出てきている。お答えいただける範囲で状況をお聞かせいただきたい。

事務局： 工事期間については 3 カ月延ばして、メーカーの希望に合わせるような形にしている。

委員： これぐらいならというのを回答していただいて、それで 3 カ月で収まるということか。

事務局： そうである。試運転期間を 6 カ月から 4 カ月程度でできるという話で、そういった形で工期は取れるのではないかと考えている。

委員： メーカーとコミュニケーションが取れていれば大丈夫だと思う。

委員： 約束時期が決まっている中で、メーカーも短いと言っているのですが、後で絶対にコケないようにきちんとコミュニケーションしておかないとあちこちに影響が大きいので、しっかりと工期については検討をお願いします。実際にメーカーは厳しい。

事務局： もう 1 点、風車の話だが、心配をかけて申し訳ない。そのことについては法的な手続きをしっかりと踏んで債権回収に向けて全力を挙げて取り組んでいるところである。市長もそう申し上げているところである。庁内でもプロジェクトチームを編成して、それに向けて取り組むということでしっかりと市として対応したい。それと並行して、新ごみ処理施設整備については、これについても令和 1 1 年とい

う目標に向けてしっかり取り組んでいるところである。

委員： そうしていただけると安心できる。

委員： ほかにはよろしいか。これで2の議論が大体終わったことになるが、本日まだ発言いただいている委員から何かコメントはあるか。

委員： 資料としてせつかく生活環境影響調査の資料をつけていただいている、既に調査を始めていただいているということで、スケジュール表も案としてつけていただいているが、これを見ると令和7年3月に調査書が完成するというスケジュール感だが、恐らく搬入路も未定であることと、施設の中身も完璧に決まっていないということなので、いつのタイミングでこの調査書を完成させて公告縦覧されるのかというスケジュール感については十分慎重に進めていただきたい。

委員： これに関してはその他のところで生活環境影響調査のところを説明いただく。そこで回答いただく。

委員： 景観についてだが、背景が広葉樹等の天然林かなと思っている。夏と冬では、景色が変わると思う。今後の施設デザインについて検討いただきたい。

委員： 景観というと、周りの周辺に関してはそんなに見えないと思うが、離れてこちらから見ると確かに見えるかもわからない。泰山寺の周りの集落に関しては煙突が見えるぐらいではないかと思っている。

委員： その辺も次回お見せできるということでよろしいか。

事務局： 次回にお見せできるよう、検討させていただく。

委員： 搬入道路に関して、冬場、今のままの道路ではきついのではないか。何か整備計画があったのではないか。

事務局： 指摘のとおり、現道については東から入るところが急勾配になっている。西のほうから入るところについても狭隘などところがある。それぞれ課題がある。その辺も踏まえて、それ以外のところの道路整備の可能性も含めて、検討しているところである。次回にお示しし、意見を頂戴したい。

委員： これで審議事項2の議論が終わったので、まとめたい。

事業方式はDBO方式とする。

施設の発注方式については総合評価一般競争入札方式とする。

プラスチック類の処理体制については容器包装とプラスチック使用製品の混合収集という市の方針について了とした。以上が本検討会での結論になる。

持ち越し事項としては、施設のデザイン、景観について、施設の配置計画。施設の配置計画に関しては2つ案が提示されたが、間延びしたものではなく、コンパクトにして、動線に配慮してまた提示いただきたい。

余熱利用計画に関しては最低限の回収効率ではなく、現実的な実際期待される回収率での数値に基づく話も出させていただきたいという意見があった。

メーカーアンケート結果については、工期に関して委員からも懸念があった。メーカーとの対話をお願いするということであった。

本日の結果であるが、特に決定事項、事業方式はDBO方式、施設発注方式は総合評価一般競争入札方式、プラスチック類の処理体制に関する混合収集、これは決

定事項として了とするというところよろしいか。

委員一同：異議なし。

委員： 本日の審議事項2の議論のまとめとさせていただきます。

3. その他

事務局より生活環境影響評価の実施について、地域振興策についての説明を行った。

委員： 報告事項なので議論ということはないが、質問があればお伺いする。

委員： 生活環境影響調査の資料で、9月に「住民説明」が入っているが、住民の皆さんに調査することは説明会で言ってあり、9月の分は、これが最初か。

事務局： 今回、調査内容が具体的にポイントも示させていただいたので、調査をやること自体は既に説明させていただいている。

委員： 調査については説明したが、具体的な調査地点の説明なども終わられたのか。

事務局： 今回の基本計画の内容と合わせて、地域を回らせていただきたいと考えている。

委員： 先ほど申し上げた景観に関しては、法令で3kmと決まっているのであれば、この範囲を中心にご覧いただくとして、お願いしたいのは、これはギリギリ湖西線にかかるぐらいという理解でよいか。湖西線のところから1カ所と、見えないところは見えないということによいと思うが、煙突が出た場合、どれぐらいの範囲で見えるかということをご相談さんの技術でお示しいただければそれによいと思う。3kmという設定条件については理解した。

委員： 最後に言い忘れたことがあればお伺いしたいが、よろしいか。

これで今日の議論はすべて終わりにしたい。

次回の委員会は令和5年12月中旬の開催を予定している。

これで委員会を閉じさせていただきたい。閉会に当たり荒井副委員長から一言お願いする。

副委員長：長い時間のご議論、ありがとうございました。建設整備に向けて皆さんと議論できたことは非常によかったです。深く感謝する。

市町村がごみ処理を行うことになったのは明治30年、1900年のことである。汚物掃除法という法律ができて、そのときから始まっていると言われている。当時は現在の新型コロナと同様にコレラの伝染病が流行し、10万人の人が亡くなった。衛生状態の改善が急務と言われた。

現在でもごみ処理の大きな目的は公衆衛生の確保と地域環境の保全にあることは明治の昔から変わらないところである。これからの検討会に際しては、さらに地域に親しまれる施設、地域に貢献する施設の実現のためにぜひさまざまな角度からの皆様方のお知恵を拝借したいと考えている。本日はどうもありがとうございました。

以上